# **別紙の自主点検表の各項目に対する、確認文書等を確認するための資料です。指導当日の準備資料等や定期点検の参考にしてください。**

## 第１　基本方針（障害者総合支援法第５１条の２４，児童福祉法第２４条の３１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）利用者又は障害児の保護者（利用者等）の意思及び人格を尊重し，常に当該利用者等の立場に立って行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２条第１項 | 運営規程サービス等利用計画ケース記録 |
| （２）利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２条第２項 | 運営規程サービス等利用計画ケース記録 |
| （３）利用者の心身の状況，その置かれている環境等に応じて，利用者等の選択に基づき，適切な福祉サービス等が，総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２条第３項 | 運営規程サービス等利用計画ケース記録 |
| （４）利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう，公正中立に行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２条第４項 | 運営規程サービス等利用計画ケース記録 |
| （５）市町村，障害福祉サービス事業を行う者,その他の関係者との連携を図り，必要な社会資源の活用に努めているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２条第５項 | 関係者と連携を図って必要な社会資源を活用して支援していることが分かる書類（ケース記録等） |
| （６）自ら提供する指定計画相談支援の評価を行い，常にその改善を図っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２条第６項 | 自己評価資料自己評価結果を改善に繋げていることが分かる記録 |
| （７）利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２条第７項 | 運営規程研修計画，研修実施記録,虐待防止関係書類,体制を整備していることが分かる書類 |
| （８）指定計画相談支援の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに，福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２条第８項 | 関係者と密接な連携を図ったことが分かる書類（ケース記録等） |

## 第２　人員に関する基準（障害者総合支援法第５１条の２４，児童福祉法第２４条の３１第１項）

### １　従業者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 1. 指定特定相談支援事業所ごとに職務に従事する相談支援専門員を置いているか。

（ただし，指定計画相談支援の業務に支障がない場合は，他の職務に従事させることや，他の事業所・施設等の職務に従事させることができるものとする。） | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第３条第１項平２４厚告２２７，平２４厚告２２５ | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表研修修了書 |
| （２）（１）に規定する相談支援専門員の員数は，計画相談支援対象障害者等・障害児相談支援対象保護者の合計数が３５ごとに１以上となっているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第３条第２項 | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表計画相談支援対象障害者等の数が分かる書類 |
| （３）（２）に規定する計画相談支援対象障害者等・障害児相談支援対象保護者の合計数は，前６月の平均値となっているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第３条第３項 | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表計画相談支援対象障害者等の数が分かる書類 |

### ２　管理者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。（ただし，指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は，他の職務に従事させることや，他の事業所・施設等の職務に従事させることができるものとする。） | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第４条 | 管理者の雇用形態が分かる書類勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表 |

### ３　従たる事業所を設置する場合における特例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を設置する場合は，それぞれの事業所の従業者のうち１人以上は，当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員としているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第４条の２第１項,第２項　 | 事業所一覧,各事業所の従事者名簿,相談支援専門員であることが分かる書類 |

## 第３　運営に関する基準（障害者総合支援法第５１条の２４第２項，児童福祉法第２４条の３１第２項）

### １　内容及び手続の説明及び同意

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）利用申込者が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは，当該利用の申込みを行った計画相談支援対象障害者等（利用申込者）に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，当該利用申込者に対し，運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第５条第１項 | 重要事項説明書利用契約書（利用者又は家族の署名捺印） |
| （２）社会福祉法第７７条の規定に基づき書面の交付を行う場合は，利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第５条第２項 | 重要事項説明書利用契約書（利用者又は家族の署名捺印）その他利用者に交付した書面 |

### ２　契約内容の報告等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは，その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第６条第１項 | 契約内容報告書 |
| （２）サービス等利用計画を作成したときは，その写しを市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第６条第２項 | 市町村に提出したことが分かる書類（控え等） |

### ３　提供拒否の禁止　自主点検のみ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 正当な理由がなく，指定計画相談支援の提供を拒んでいないか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第７条 | 適宜必要と認める資料 |

### ４　サービス提供困難時の対応　自主点検のみ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 通常の事業の実施地域等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は，適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第８条 | 適宜必要と認める資料 |

### ５　受給資格の確認

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 指定計画相談支援の提供を求められた場合は，その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって，支給決定又は地域相談支援給付決定の有無，支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間，支給量【又は地域相談支援給付量】等を確かめているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第９条障害者総合支援法第５条第２３項児童福祉法第６条の２の２第９項障害者総合支援法施行規則第６条の１６児童福祉法施行規則第１条の２の７ | 受給者証の写し |

### ６　支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助　自主点検のみ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し，支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について，必要な援助を行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１０条 | 適宜必要と認める資料 |

### ７　身分を証する書類の携行　自主点検のみ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ，初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは，これを提示すべき旨を指導しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１１条 | 身分証等 |

### ８　計画相談支援給付費の額等の受領

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は，計画相談支援対象障害者等から当該指定計画相談支援につき厚生労働省告示等により算定した費用の額の支払を受けているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１２条第１項障害者総合支援法第５１条の１７第２項平２４厚告１２６ | 請求書領収書 |
| （２）（１）の支払を受ける額のほか，通常の事業の実施地域以外の地域の居宅【等】を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は，それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象障害者等から受けることができるが，支払を受けているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１２条第２項 | 請求書領収書 |
| （３）（１）及び（２）の費用の額の支払を受けた場合は，当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１２条第３項 | 領収書 |
| （４）（２）の交通費については，あらかじめ，計画相談支援対象障害者等に対し，その額について説明を行い，同意を得ているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１２条第４項 | 重要事項説明書 |

### ９　利用者負担額に係る管理　自主点検のみ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき政令に掲げる額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において，当該指定特定相談支援事業者は，利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該計画相談支援対象障害者等及び当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１３条障害者総合支援法第２９条第３項第２号児童福祉法第２１条の５の３第２項第２号障害者総合支援法施行令第１７条児童福祉法施行令第２４条 | 利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書利用者負担額一覧表利用者負担上限額管理結果票 |

### １０　計画相談支援給付費の額に係る通知等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）法定代理受領により計画相談支援給付費の支給を受けた場合は，計画相談支援対象障害者等に対し，給付費の額を通知しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１４条第１項 | 法定代理受領通知書の写し |
| （２）８の（１）の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は，その提供した指定計画相談支援の内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に対して交付しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１４条第２項 | サービス提供証明書の写し |

### １１　指定計画相談支援の具体的取扱方針

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）指定計画相談支援の方針は，第１に規定する基本方針に基づき，次に掲げるところによっているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第１項 |  |
| 1. 管理者は，相談支援専門員に【基本相談支援に関する業務及び】サービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。
 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第１項第１号 | サービス等利用計画相談支援専門員がサービス等利用計画を作成していることが分かる書類 |
| 1. 指定計画相談支援の提供に当たっては，利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし，サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに，必要に応じ，同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。
 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第１項第２号 | 利用者又はその家族に説明を行った記録 |
| （２）指定サービス利用支援の方針は，第１に規定する基本方針及び（１）に規定する方針に基づき，次に掲げるところによっているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第２項 |  |
| 1. 相談支援専門員は，利用者の希望等を踏まえてサービス等利用計画を作成するよう努めているか。
 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第２項第１号 | サービス等利用計画アセスメントを実施したことが分かる書類 |
| 1. 相談支援専門員は，サービス等利用計画の作成に当たっては，利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため，利用者の心身又は家族の状況等に応じ，継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。
 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第２項第２号 | サービス等利用計画アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類 |
| 1. 相談支援専門員は，サービス等利用計画の作成に当たっては，利用者の日常生活全般を支援する観点から，その他の福祉サービス等，当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。
 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第２項第３号 | サービス等利用計画アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類（地域住民の自発的な活動によるサービス等を利用していることが分かる書類等） |
| 1. 相談支援専門員は，サービス等利用計画の作成の開始に当たっては，利用者等のサービスの選択に資するよう，当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容，利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。
 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２項第４号 | 利用者又はその家族に情報提供した記録 |
| 1. 相談支援専門員は，サービス等利用計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その心身の状況，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて,利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を行っているか。
 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２項第５号 | サービス等利用計画アセスメントを実施した記録 |
| 1. 相談支援専門員は，アセスメントに当たっては，利用者の居宅【等】を訪問し，利用者及びその家族に面接しているか。この場合において，相談支援専門員は，面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し，理解を得ているか。
 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２項第６号 | アセスメントを実施した記録面接記録 |
| 1. 相談支援専門員は，利用者についてのアセスメントに基づき，当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して，当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な援助の方針，生活全般の解決すべき課題，提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期，福祉サービス等の種類，内容，量，福祉サービス等を提供する上での留意事項，厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。
 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２項第７号障害者総合支援法第５条第２３項児童福祉法第６条の２の２第９項障害者総合支援法施行規則第６条の１６児童福祉法施行規則第１条の２の７ | サービス等利用計画案アセスメントを実施した記録 |
| 1. 相談支援専門員は，サービス等利用計画案に障害者総合支援法第５条第８項に定める短期入所を位置付ける場合にあっては，利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし，心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き，短期入所を利用する日数が年間１８０日を超えないようにしているか。
 | 平２４厚令２８第１５条第２項第８号 | サービス等利用計画モニタリング記録 |
| 1. 相談支援専門員は，サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について，障害福祉サービスの対象となるかどうかを区分し，当該サービス等利用計画案の内容について，利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者等の同意を得ているか。
 | 平３０厚令２附則３ | 適宜必要と認める資料 |
| 1. 相談支援専門員は，サービス等利用計画案を作成した際には，当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。
 | 平２４厚令２８第２項第９号，平２４厚令２９第２項第８号 | サービス等利用計画（利用者又は家族の署名捺印） |
| 1. 相談支援専門員は，支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い，指定障害福祉サービス事業者等，指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに，サービス担当者会議の開催等により，当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに，担当者から，専門的な見地からの意見を求めているか。
 | 平２４厚令２８第２項第１０号，平２４厚令２９第２項第９号 | 利用者に交付した記録サービス等利用計画（利用者又は家族の署名捺印） |
| 1. 相談支援専門員は，サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について，利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者等の同意を得ているか。
 | 平２４厚令２８第２項第１１号，平２４厚令２９第２項第１０号 | サービス担当者会議記録サービス等利用計画アセスメント及びモニタリングに関する記録 |
| 1. 相談支援専門員は，サービス等利用計画を作成した際には，当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。
 | 平２４厚令２８第２項第１２号，平２４厚令２９第２項第１１号 | サービス担当者会議記録サービス等利用計画（利用者又は家族の署名捺印） |
| （３）指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は，第１に規定する基本方針，（１）及び（２）に規定する方針に基づき，次に掲げるところによっているか。 | 平２４厚令２８第２項第１３号，平２４厚令２９第２項第１２号 | 利用者に交付した記録サービス等利用計画（利用者又は家族の署名捺印） |
| 1. 相談支援専門員は，サービス等利用計画の作成後，サービス等利用計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い，必要に応じてサービス等利用計画の変更，福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに，新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には，利用者等に対し，支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。
 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第３項 |  |
| 1. 相談支援専門員は，モニタリングに当たっては，利用者及びその家族，福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし，厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅【等】を訪問し，利用者等に面接するほか，その結果を記録しているか。
 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第３項第１号 | サービス等利用計画アセスメント及びモニタリングに関する記録事業者等と連絡調整した記録地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨をした記録 |
| 1. （２）の①から⑧まで及び⑪から⑬（指定障害児相談支援事業者は，①から⑦まで及び⑩から⑫まで。）までの規定は，（３）の①に規定するサービス等利用計画の変更について準用する。
 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第３項第２号障害者総合支援法第５条第２３項児童福祉法第６条の２の２第９項障害者総合支援法施行規則第６条の１６児童福祉法施行規則第１条の２の７ | アセスメント及びモニタリングに関する記録面接記録経過記録 |
| 1. 相談支援専門員は，利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には，指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。
 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第３項第３号 | 同準用項目と同一文書 |
| 1. 相談支援専門員は，指定障害者支援施設【精神科病院】等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には，居宅における生活へ円滑に移行できるよう，あらかじめ，必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。
 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第３項第４号 | 施設等への入所又は入院を希望した場合に紹介した書類及びその際のサービス提供記録 |
| （１）指定計画相談支援の方針は，第１に規定する基本方針に基づき，次に掲げるところによっているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条第３項第５号 | 施設等から退所又は退院を希望した場合に情報提供した書類及びその際のサービス提供記録 |

### １２　テレビ電話装置等を活用した面接　自主点検のみ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| アセスメント及びモニタリングは居宅等に訪問して実施することとなっているが、下記を満たす場合に限り、利用者等に対しテレビ電話装置等を活用した面接を実施しているか。①利用者等が特別地域に居住し、かつ居宅との間に一定の距離(片道概ね1時間以上要する)がある②前月又は前々月に居宅等を訪問して面接を行っていること。ただし、利用者等の意向を確認した上で、訪問による面接を希望する場合には、極力訪問により面接するよう努めること。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１５条の２ | アセスメント及びモニタリングに関する記録 |

### １３　利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付　自主点検のみ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合,その他利用者等から申出があった場合には，当該利用者等に対し，直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１６条 | 適宜必要と認める資料 |

### １４　計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知　自主点検のみ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け，又は受けようとしたときは，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１７条 | 適宜必要と認める資料 |

### １４　管理者の責務　自主点検のみ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）法定代理受領により計画相談支援給付費の支給を受けた場合は，計画相談支援対象障害者等に対し，給付費の額を通知しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１８条第１項 | 組織図職務分担表業務日誌等 |
| （２）８の（１）の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は，その提供した指定計画相談支援の内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に対して交付しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１８条第２項 | 適宜必要と認める資料 |

### １６　運営規程

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 指定特定相談支援事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。①事業の目的及び運営の方針②従業者の職種，員数及び職務の内容③営業日及び営業時間④指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額⑤通常の事業の実施地域⑥事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑦虐待の防止のための措置に関する事項⑧その他運営に関する重要事項 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第１９条 | 運営規程 |

### １７　勤務体制の確保等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）利用者等に対し，適切な指定計画相談支援を提供できるよう，指定特定相談支援事業所ごとに，相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２０条第１項 | 従業者の勤務表 |
| （２）指定特定相談支援事業所ごとに，相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させているか。ただし，相談支援専門員の補助の業務については，この限りでない。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２０条第２項 | 勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類 |
| （３）相談支援専門員の資質の向上のために，その研修の機会を確保しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２０条第３項 | 研修計画，研修実施記録 |
| （４）適切な特定相談支援の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２０条第４項 | 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる資料 |

### １８　業務継続計画の策定等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する指定特定相談支援の提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２０条の２第１項 | 業務継続計画 |
| （２）従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２０条の２第２項 | 研修計画研修・訓練実施記録 |
| （３）定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２０条の２第３項 | 業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 |

### １９　設備及び備品等　自主点検のみ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに，指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２１条 | 事業所平面図備品等一覧表 |

### ２０　衛生管理等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）従業者の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２２条第１項 | 衛生管理に関する書類 |
| （２）指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について，衛生的な管理に努めているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２２条第２項 | 衛生管理に関する設備及び備品等 |
| （３）当該指定特定相談支援事業所において感染症が発生し，または蔓延しないように，次に掲げる措置を講じているか。①当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的(概ね６月に１回以上)に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。②当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③当該指定特定相談支援事業所において，従業者に対し，感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２２条第３項 | 適宜必要と認める資料委員会議事録感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針研修及び訓練を実施したことが分かる書類 |

### ２１　掲示等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）指定特定相談支援事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，基本相談支援及び計画相談支援の実施状況，相談支援専門員の有する資格，経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２３条第１項 | 事業所の掲示物 |
| （２）（１）に規定する事項を記載した書面を当該指定特定相談支援事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，（１）の規定による掲示に代えることとしている場合，（１）に規定する事項を記載した書面を当該指定特定相談支援事業所に備え付けているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２３条第２項 | 事業所に備え付けの書類 |
| （３）指定特定相談支援事業者は，（１）に規定する重要事項の公表に努めているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２３条第３項 | 公表していることが分かる書類 |

### ２２　秘密保持等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏洩していないか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２４条第１項 | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 |
| （２）従業者及び管理者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏洩することがないよう，必要な措置を講じているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２４条第２項 | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） |
| （３）サービス担当者会議等において，利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は，あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２４条第３項 | 個人情報同意書 |

### ２３　広告

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては，その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２５条 | 事業者のＨＰ画面・パンフレット |

### ２４　障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止　自主点検のみ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）管理者は，サービス等利用計画の作成又は変更に関し，相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２６条第１項 | 適宜必要と認める資料 |
| （２）相談支援専門員は，サービス等利用計画の作成又は変更に関し，利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２６条第２項 | 適宜必要と認める資料 |
| （３）従業者は，サービス等利用計画の作成又は変更に関し，利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として，当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２６条第３項 | 適宜必要と認める資料 |

### ２５　苦情解決

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２７条第１項 | 苦情受付簿重要事項説明書契約書事業所の掲示物 |
| （２）（１）の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２７条第２項 | 苦情者への対応記録苦情対応マニュアル |
| （３）提供した指定計画相談支援に関し，法の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２７条第３項平２４厚令２９第２７条第４項障害者総合支援法第１０条第１項児童福祉法第５７条の３の２第１項 | 市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |
| （４）提供した指定計画相談支援に関し，法の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録，帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに，都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平２４厚令２８第２７条第４項平２４厚令２９第２７条第５項障害者総合支援法第１１条第２項児童福祉法第５７条の３の３第４項 | 都道府県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |
| （５）提供した指定計画相談支援に関し，法の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに，市町村長から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平２４厚令２８第２７条第５項平２４厚令２９第２７条第３項障害者総合支援法第５１条の２７第２項児童福祉法第２４条の３４第１項 | 市町村長からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |
| （６）都道府県知事，市町村又は市町村長から求めがあった場合には，（３）から（５）までの改善の内容を都道府県知事，市町村又は市町村長に報告しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２７条第６項 | 都道府県等への報告書 |
| （７）社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２７条第７項 | 運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 |

### ２６　事故発生時の対応

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は，都道府県，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２８条第１項 | 事故対応マニュアル都道府県，市町村，家族等への報告記録 |
| （２）（１）の事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２８条第２項 | 事故の対応記録ヒヤリハットの記録 |
| （３）利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２８条第３項 | 再発防止の検討記録損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類，免責証書，示談書等） |

### ２７　虐待の防止

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じているか。①当該指定特定相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的(１年に１回以上)に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。②当該指定特定相談支援事業所において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。③①～②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２８条の２ | 委員会議事録研修を実施したことが分かる書類担当者を配置していることが分かる書類 |

### ２８　会計の区分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに，指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第２９条 | 収支予算書・決算書等の会計書類 |

### ２８　記録の整備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第３０条第１項 | 従業員名簿設備・備品台帳帳簿等の会計書類 |
| （２）利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し，当該指定計画相談支援を提供した日から５年間保存しているか。①福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録②個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳ア　サービス等利用計画案及びサービス等利用計画イ　アセスメントの記録ウ　サービス担当者会議等の記録エ　モニタリングの結果の記録③計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知に係る記録④苦情の内容等の記録⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第３０条第２項 | 左記①～⑤の記録 |

### ３０　電磁的記録等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）作成，保存その他これらに類するもののうち，厚生労働省令の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第３１条第１項 | ＰＣ等のＩＣＴ装置 |
| （２）交付，説明，同意その他これらに類するもの（交付等）のうち，厚生労働省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行っているか。 | 平２４厚令２８・平２４厚令２９第３１条第２項 | ＰＣ等のＩＣＴ装置 |

## 第４　計画相談支援給付費の算定及び取扱い（障害者総合支援法第５１条の１７第２項，児童福祉法第２４条の２６第２項）

### １　基本事項　共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）指定計画相談支援に要する費用の額は，厚生労働省告示等の別表により算定する単位数に厚生労働省告示等に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６の一平１８厚告５３９平２４厚告１２８ | 計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |
| （２）（１）の規定により指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において，その額に１円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６の二 | 計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

### ２　計画相談支援費

#### （１）サービス利用支援費　共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| サービス利用支援費は，指定特定相談支援事業者が，計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に，次に掲げる区分に応じて１月につき所定単位数を算定しているか。①機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅳ）②サービス利用支援費（Ⅰ）③サービス利用支援費（Ⅱ） | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１の注１平２７厚告１８０の一平２７厚告１８１の一 | 計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

#### （２）継続サービス利用支援費　共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 継続サービス利用支援費は，指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に，次に掲げる区分に応じて１月につき所定単位数を算定しているか。①機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅳ）②継続サービス利用支援費（Ⅰ）　③継続サービス利用支援費（Ⅱ）　 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１の注２平２７厚告１８０の一平２７厚告１８１の一 | 計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画モニタリング報告書受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

#### （３）その他

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 共通①指定特定相談支援事業者が，第３の１１の（２）の⑥，⑨から⑬まで（第３の１１の（３）の③において準用する場合を含む）又は第３の１１の（３）の②に定める基準を満たさないで指定計画相談支援（指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を含む）を行った場合には，所定単位数を算定していないか。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１の注３ | 計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画モニタリング報告書受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |
| 特定相談②指定特定相談支援事業者が，障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合には，所定単位数を算定していないか。 | 平２４厚告１２５別表の１の注４ | 計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |
| 共通③指定特定相談支援事業者が，同一の月において，同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に，指定サービス利用支援を行った場合には，継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していないか。 | 平２４厚告１２５別表の１の注５，平２４厚告１２６別表の１の注４ | 計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

#### （４）居宅介護支援費重複減算　特定相談

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| ④相談支援専門員が，計画相談支援対象障害者等であって，介護保険法第７条第１項に規定する要介護状態区分が要介護１又は要介護２のものに対して，同法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に，居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）として，１月につきそれぞれ厚生労働省告示等に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。 | 平２４厚告１２５別表の１の注６ | 計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画モニタリング報告書受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |
| ⑤相談支援専門員が，計画相談支援対象障害者等であって，要介護状態区分が要介護３，要介護４又は要介護５のものに対して，指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に，居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）として，１月につきそれぞれ厚生労働省告示等に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。 | 平２４厚告１２５別表の１の注７ | 計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画モニタリング報告書受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

#### （５）介護予防支援費重複減算　特定相談

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| ⑥相談支援専門員が，計画相談支援対象障害者等であって，かつ，介護保険法第７条第２項に規定する要支援状態区分が要支援１又は要支援２のものに対して，同法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定継続サービス利用支援を行い，継続サービス利用支援費（継続サービス利用支援費（Ⅱ）を除く。）を算定した場合に，介護予防支援費重複減算として，１月につき厚生労働省告示等に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。 | 平２４厚告１２５別表の１の注８ | 計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画モニタリング報告書受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

#### （６）特別地域加算　共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| ⑦厚生労働省告示等に定める地域に居住している利用者に対して，指定計画相談支援を行った場合（①及び②に定める場合を除く。）に，特別地域加算として，１回につき厚生労働省告示等に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 | 平２４厚告１２５別表の１の注９平２４厚告１２６別表の１の注５平２１厚告１７６平２４厚告２３３ | 計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

#### （７）利用者負担上限額管理加算　共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 利用者負担額合計額の管理を行った場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の２の注 | 計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

#### （８）初回加算　共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| ①新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して，指定サービス利用支援を行った場合その他の厚生労働省告示等定める基準に適合する場合は，１月につき所定単位数を加算しているか。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の３の注１平２７厚告１８０・平２７厚告１８１の二 | 計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |
| ②指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が３月を超える場合であって，当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から３月を経過する日以後に，月に２回以上，当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し，又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合は(月に１回以上居宅等を訪問すること)，所定単位数に厚生労働省告示等に掲げる単位に当該面接をした月の数（３を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算しているか。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の３の注２ | 計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

#### （９）主任相談支援専門員配置加算　共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を１名以上配置し，かつ，そのうち１名以上が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（主任相談支援専門員）であるものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において，当該主任相談支援専門員が従業者に対し，別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。　（１）主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）　（２）主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ） | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の４平３０厚告１１５平３０厚告１１６ | 計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

#### （１０）入院時情報連携加算　共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 医療法（昭和２３年７月３０日法律第２０５号）第１条の５第１項に規定する病院又は同条第２項に規定する病院等に入院するに当たり，厚生労働省告示等に定める基準に従い，当該病院等の職員に対して，当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況や生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は，計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。（１）入院時情報連携加算（Ⅰ）（２）入院時情報連携加算（Ⅱ） | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の５の注平２７厚告１８０・平２７厚告１８１の三 | 計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画その他情報提供に関する記録等受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

#### （１１）退院・退所加算　共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 障害者支援施設，のぞみの園，児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設（乳児院，母子生活支援施設，児童養護施設，障害児入所施設，児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。），【生活保護法第３８条第２項に規定する救護施設若しくは同条第３項に規定する更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等，】病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等，刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成１７年法第５０号）第３条に規定する刑事施設，少年院法（平成２６年法第５８号）第３条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成７年法第８６号）第２条第７項に規定する更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成１１年法第９３号）第１５条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成１９年法第８８号）第６２条第３項若しくは第８５条第３項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第６２条第２項の救護若しくは同法第８５条第１項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院，退所等をし，障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において，当該計画相談支援対象障害者等の退院，退所等に当たって，当該施設の職員と面談を行い，当該計画相談支援対象障害者等（指定障害児相談支援事業者においては，その家族を含む）に関する必要な情報の提供を受けた上で，サービス等利用計画を作成し，障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について，当該障害福祉サービス又は当該地域相談支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には，入所，入院，収容又は宿泊の期間中につき３回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の６の注 | 計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画その他情報提供に関する記録等受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

#### （１２）居宅介護支援事業所等連携加算　特定相談

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 障害福祉サービス等を利用している期間において，次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に，１月につきそれぞれ①から⑥までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（①から⑥までに掲げる場合のそれぞれについて２回を限度とする。）を合算した単位数を加算しているか。又，計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して６月以内において，次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に，１月につきそれぞれ①から⑥までに掲げる厚生労働省告示等に掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。①指定居宅介護支援事業所、又は指定介護予防支援事業所に対して，心身の状況等必要な情報を提供し，サービス計画の作成等に協力する場合②指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり，月に２回以上居宅等を訪問し，又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合(月１回以上居宅等に訪問すること)③指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり，心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合④計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され，障害者の雇用の促進等に関する法律による支援を受けるに当たり，当該障害者就業・生活支援センター等に対して，心身の状況等の必要な情報を提供し，支援内容の検討に協力する場合　⑤計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり，月に２回以上居宅等を訪問し，又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合(月１回以上居宅等に訪問すること)⑥計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され，障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり，心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合 | 平２４厚告１２５別表の７の注 | 計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画情報提供に関する記録面接記録受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

#### （１３）保育・教育等移行支援加算　障害児相談

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（障害福祉サービス等）を利用している期間において，次の①から③までのいずれかに該当する場合に，１月につきそれぞれ①から③までに定める単位数のうち該当した場合のもの（①から③までに掲げる場合のそれぞれについて２回を限度とする。）を合算した単位数を加算しているか。又，障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して６月以内において，次の①から③までのいずれかに該当する場合に，１月につきそれぞれ①から③までに定める厚生労働省告示等に掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。①障害児が保育所，小学校その他の児童が集団生活を営む施設（保育所等）に通い，又は通常の事業所に新たに雇用され，障害者の雇用の促進等に関する法律第２７条第２項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等による支援を受けるに当たり，心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し，支援内容の検討に協力する場合②障害児が保育所等に通い，又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり，月に２回以上居宅を訪問し，又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合(月１回以上居宅等に訪問すること)③障害児が保育所等に通い，又は通常の事業所に新たに雇用され，障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり，心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合 | 平２４厚告１２６別表の７の注 | 計画相談支援給付費請求書・明細書障害児支援利用計画情報提供に関する記録面接記録受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

#### （１４）医療・保育・教育機関等連携加算　共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 次の①から③までのいずれかに該当する場合に，厚生労働省告示等に規定する所定の単位数を加算しているか。　①福祉サービス等を提供する機関の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等の必要な情報の提供を受けた上で支援を行った場合(１人につき１月に１回を限度とする)　②計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等の職員に対して心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合(１月に３回を限度とし、同一の病院等については１月に１回を限度とする)　③福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、必要な情報を提供した場合(提供機関ごとに、１人につき１月１回を限度とする) | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の８の注 | 計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画情報提供に関する記録受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

#### （１５）集中支援加算　共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に，それぞれ厚生労働省告示等に掲げる単位を加算しているか。ただし①から③までは計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度とする。①障害福祉サービス等の利用に関して，計画相談支援対象障害者等又は市町村等の求めに応じ，月に２回以上居宅等を訪問，又はテレビ電話装置等を活用して当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合(月１回以上居宅等に訪問すること)②サービス担当者会議を開催し，相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況について説明を行うとともに，担当者に対して，専門的な見地からの意見を求め，サービス等利用計画の変更等について検討を行う場合③福祉サービス等を提供する機関等の求めに応じ，当該機関が開催する会議に参加し，障害福祉サービス等の利用について，関係機関相互の連絡調整を行った場合④計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等の職員に対して心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合(１月に３回を限度とし、同一の病院等については１月に１回を限度とする)⑤福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、必要な情報を提供した場合(提供機関ごとに、１人につき１月１回を限度とする) | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の９の注 | 面接記録サービス担当者会議の記録関係機関との連絡調整の記録計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

（１６）サービス担当者会議実施加算　共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| サービス担当者会議を開催し，相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況について説明を行うとともに，担当者に対して，専門的な見地からの意見を求め，サービス等利用計画の変更等について検討を行った場合に，計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１０の注 | 計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画モニタリング報告書サービス担当者会議に関する記録受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

#### （１７）サービス提供時モニタリング加算　共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| サービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の提供現場を訪問することにより(障害福祉サービス等の提供現場が特別地域に所在し、かつ、一定の距離がある場合には、テレビ電話装置等の活用も可能)，障害福祉サービス又は地域相談支援の提供状況等を確認し，及び当該提供状況等を記録した場合に，計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１１の注 | 計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画確認結果の記録受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

#### （１８）行動障害支援体制加算　共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 厚生労働省告示等に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は，１月につき所定単位数を加算しているか。（１）行動障害支援体制加算（Ⅰ）（２）行動障害支援体制加算（Ⅱ） | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１２の注平２７厚告１８０・平２７厚告１８１四 | 勤務実績表研修修了書事業所の掲示物計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

#### （１９）要医療児者支援体制加算　共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 厚生労働省告示等に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は，１月につき所定単位数を加算しているか。（１）要医療児者支援体制加算（Ⅰ）（２）要医療児者支援体制加算（Ⅱ） | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１３の注平２７厚告１８１・平２７厚告１８０の五 | 勤務実績表研修修了書事業所の掲示物計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

#### （２０）精神障害者支援体制加算　共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 厚生労働省告示等に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は，１月につき所定単位数を加算しているか。（１）精神障害者支援体制加算（Ⅰ）（２）精神障害者支援体制加算（Ⅱ） | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１４の注平２７厚告１８０・平２７厚告１８１の六 | 勤務実績表研修修了書事業所の掲示物計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

#### （２２）ピアサポート体制加算　共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 厚生労働省告示等に定める基準に適合しているものとして市長村長に届け出た指定特定相談支援事業所において，指定計画相談支援を行った場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１５の注平２７厚告１８０・平２７厚告１８１の七 | 従業員配置表研修修了書相談援助記録研修実施記録公表していることが分かるもの計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

#### （２３）地域生活支援拠点等相談強化加算　共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 厚生労働省告示等に定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が，障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた利用者（要支援者）が指定短期入所を利用する場合において，指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整を行った場合には，当該要支援者１人につき１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１６の注平２７厚告１８０・平２７厚告１８１の八 | 運営規程計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

#### （２４）地域体制強化共同支援加算　共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 厚生労働省告示等に定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が，計画相談支援対象障害者等の同意を得て，当該計画相談支援対象障害者等に対して，障害福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか３者以上と共同して，在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で，協議会に対し，文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に，当該計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１７の注平２７厚告１８０・平２７厚告１８１の八 | 運営規程計画相談支援給付費請求書・明細書サービス等利用計画受給者証の写し国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録協議会への報告書等 |

#### （２５）遠隔地訪問加算

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| 計画相談支援対象障害者等の居宅等、病院等、障害者支援施設等、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、初回加算、入院時情報連携加算退院・退所加算、居宅介護支援事業所等連携加算、医療・保育・教育機関等連携加算、集中支援加算）を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する | 平２４厚告１２５・平２４厚告１２６別表の１８の注 | 面接記録計画相談支援給付費請求書・明細書受給者証の写しサービス等利用計画国保連合会からの通知（支払決定額通知書・内訳書，過誤決定通知書，支払決定増減表，返戻等一覧表等）利用者に関する記録等 |

## 第５　変更の届出等（障害者総合支援法第５１条の２５第３項～第４項，児童福祉法第２４条の３２第１項～第２項）　自主点検のみ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）当該指定に係る特定相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき，又は休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは，１０日以内に，その旨を市町村長に届け出ているか。 | 障害者総合支援法施行規則第３４条の６０児童福祉法施行規則第２５条の２６の７第１項～第２項 | 届出書等の副本 |
| （２）当該指定計画相談支援の事業を廃止し，又は休止しようとするときは，その廃止又は休止の日の１月前までに，その旨を市町村長に届け出ているか。 | 障害者総合支援法施行規則第３４条の６０児童福祉法施行規則第２５条の２６の７第３項 | 届出書等の副本 |

## 第６　業務管理体制の整備に関する届出（障害者総合支援法第５１条の３１，児童福祉法第２４条の３８）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）厚生労働省令で定める基準に従い，業務管理体制を整備しているか。 | 障害者総合支援法第５１条の３１第１項児童福祉法第２４条の３８第１項 | 適宜必要と認める資料 |
| （２）次に掲げる区分に応じ，こども家庭庁長官及び厚生労働大臣等に対し，厚生労働省令で定めるところにより，業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。①指定事業所等が２以上の都道府県に所在する事業者等　こども家庭庁長官及び厚生労働大臣②特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって，全ての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者　市町村長③全ての指定事業所等が同一指定都市（※）に所在する事業者等　指定都市の長④全ての指定事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。）が同一中核市内に所在する事業者等　中核市の長⑤①から④以外の事業者等　都道府県知事（※）児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については，児童相談所設置市を含む。 | 障害者総合支援法第５１条の３１第２項児童福祉法第２４条の３８第２項障害者総合支援法施行規則第３４条の６２第１項児童福祉法施行規則第２５条の２６の９第１項市規則第６条第１項 | 届出書等の副本 |
| （３）（２）の規定により届出をした指定特定相談支援事業者は，その届け出た事項に変更があったときは，厚生労働省令で定めるところにより，遅滞なく，当該届出をしたこども家庭庁長官及び厚生労働大臣等に届け出ているか。 | 障害者総合支援法第５１条の３１第３項障害者総合支援法施行規則第３４条の６２第２項児童福祉法第２４条の３８第３項児童福祉法施行規則第２５条の２６の９第２項市規則第６条第２項 | 届出書等の副本 |
| （４）（２）の規定による届出をした指定特定相談支援事業者は，（２）に掲げる区分の変更により，（２）の規定により当該届出をしたこども家庭庁長官及び厚生労働大臣等以外のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣等に届出を行うときは，厚生労働省令で定めるところにより，当該届出をしたこども家庭庁長官及び厚生労働大臣等にも届け出ているか。 | 障害者総合支援法第５１条の３１第４項障害者総合支援法施行規則第３４条の６２第３項児童福祉法第２４条の３８第４項児童福祉法施行規則第２５条の２６の９第３項 | 届出書等の副本 |

## 第７　障害者虐待の早期発見・防止等（障害者虐待防止法）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）指定特定相談支援事業者及びその従業者は，障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し，障害者虐待の早期発見に努めているか。 | 障害者虐待防止法第６条第２項 | 適宜必要と認める資料 |
| （２）指定特定相談支援事業者及びその従業者は，養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は，速やかに，これを市町村に通報しているか。 | 障害者虐待防止法第７条第１項障害者虐待防止法施行規則第１条 | 適宜必要と認める資料 |
| （３）障害者福祉施設従事者等の研修の実施，利用者及びその家族等からの苦情の処理の体制の整備、その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講じているか。 | 障害者虐待防止法第１５条 | 適宜必要と認める資料 |
| （４）指定特定相談支援事業者及びその従業者は，障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は，速やかに，これを市町村に通報しているか。 | 障害者虐待防止法第１６条第１項 | 適宜必要と認める資料 |

## 第８　不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供（障害者差別解消法）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認内容 | 根拠法令 | 確認文書等 |
| （１）社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため，自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備，関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めているか。 | 障害者差別解消法第５条 | 研修計画，研修実施記録 |
| （２）障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより，障害者の権利利益を侵害していないか。 | 障害者差別解消法第８条第１項 | 適宜必要と認める資料 |
| （３）障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において，その実施に伴う負担が過重でないときは，障害者の権利利益を侵害することとならないよう，当該障害者の性別，年齢及び障害の状態に応じて，社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めているか。 | 障害者差別解消法第８条第２項 | 適宜必要と認める資料 |